

平成 2 9 年 8 月 1 7 日

平成 2 9 年 第 2 回
組合議会（定例会）会議録

平成29年8月17日（木）南河内環境事業組合議会第2回定例会を南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

1	番	議	員	田	中	祐	二	君	
2	番	議	員	駄	場	中	大	介	君
3	番	議	員	山	口	健	一	君	
4	番	議	員	三	島	克	則	君	
5	番	議	員	桂		聖		君	
				峯		満	寿	人	君
6	番	議	員	須	田		旭		君
7	番	議	員	上	谷	元	忠		君
8	番	議	員	辰	巳	真	司		君
9	番	議	員	山	本	剛	史		君
10	番	議	員	岡	田	英	樹		君
11	番	議	員	西	川	宏	郎		君
12	番	議	員	草	尾	勝	司		君
13	番	議	員	田	中	慶	一		君
14	番	議	員	山	形	研	介		君

説明のための出席者は、次のとおりである。

管	理	者	富	田	林	市	長	多	田	利	喜	君						
副	管	理	者	河	内	長	野	市	長	島	田	智	明	君				
副	管	理	者	大	阪	狭	山	市	長	古	川	照	人	君				
副	管	理	者	河	南	町	長	武	田	勝	玄	君						
副	管	理	者	太	子	町	長	浅	野	克	己	君						
副	管	理	者	千	早	赤	阪	村	長	松	本	昌	親	君				
副	管	理	者	副	市	長	富	田	林	市	副	市	長	谷	口	勝	彦	君
監	査	委	員							北	井	末	廣	君				

事務局	局長	浅川 浩 君
事務局	次長兼第1清掃工場長 (会計管理者)	山本 典生 君
事務局	次長兼資源再生センター所長	石橋 成元 君
事務局	次長代理兼第2清掃工場長	松本 隆 君
事務局	総務企画課長	西尾 順治 君
書記	総務企画課主幹	辻 彰 君

議事日程は、次のとおりである。

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告 第2号	組合議会議員の異動について
日程第4	選挙 第1号	組合議会副議長の選挙について
日程第5	許可 第1号	組合議会議員の辞職許可について
(追加日程)	報告 第3号	組合議会議員の異動について
(追加日程)	選挙 第2号	組合議会議長の選挙について
日程第6	同意案 第1号	南河内環境事業組合公平委員会委員 の選任について
日程第7	承認 第4号	南河内環境事業組合職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例の制定についての専決 処分につき承認を求めることについ て
日程第8	承認 第5号	一般職の職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定につい ての専決処分につき承認を求めること について
日程第9	承認 第6号	南河内環境事業組合職員の育児休業

			等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
日程第10	承認	第7号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
日程第11	議案	第3号	平成29年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）
日程第12	監査報告	第2号	例月出納検査の結果報告について （平成28年度1月・2月・3月・4月・5月分） （平成29年度4月・5月・6月分）
日程第13	認定	第1号	平成28年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算について

(開会 午後 2 時 4 0 分)

議長 (桂 聖君)

お待たせを致しました。

本日は定例会を招集されましたところ、議員の皆様には御多用の折、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は 14 名で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成 29 年第 2 回南河内環境事業組合議会定例会を開会いたします。それではまず、議事に入ります前に、管理者より御挨拶をいただきます。

多田管理者。

管理者 (多田利喜君)

それでは、開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成 29 年第 2 回南河内環境事業組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、組合の施設運営につきましては、関係市町村の御協力のもと、ごみ処理施設・し尿処理施設ともに、順調に管理運営させていただいております。引き続き、住民の方々に安心していただけるよう、また、安全な施設でありますよう、万全を期してまいりたいと考えておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会に御提案させていただきます案件でございますが、組合議会議員の異動報告が 1 件、組合公平委員会委員の選任についてが 1 件、条例改正の承認が 4 件、補正予算が 1 件、監査報告が 1 件、そして決算の認定が 1 件の、以上 9 件でございます。

各案件につきましては、後ほどそれぞれ提案の御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、原案どおり御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

議長（桂 聖君）

ありがとうございました。それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名についてであります。12番議席の草尾勝司議員、13番議席の田中慶一議員の両議員にお願いをいたします。

続きまして、日程第 2、会期の決定についてお諮りいたします。

本日 1 日として、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 3、報告第 2 号 組合議会議員の異動についてを議題といたします。

報告を求めます。

多田管理者。

管理者（多田利喜君）

ただいま上程されました報告第 2 号 組合議会議員の異動につきまして、内容の御説明を申し上げます。

議案書 1 頁をお願いいたします。

まず、富田林市選出議員の異動でございます。5 月 16 日の市議会臨時会におきまして、村山理恵議員、尾崎哲哉議員にかわりまして、山本剛史議員、岡田英樹議員が就任されております。

次に、大阪狭山市選出議員の異動でございます。5 月 15 日の市議会定例会、5 月開会議会におきまして、鳥山健議員にかわりまして、須田旭議員が就任されております。

次に、議案書 2 頁をお願いいたします。

千早赤阪村選出議員の異動でございます。徳丸幸夫議員の任期満了に伴いまして、5 月 12 日の村議会臨時会におきまして、山形研介議員が就任され

ております。

それぞれの御住所と生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

旧議員には、これまでの御労苦に深謝いたしますとともに、新議員におかれましては、今後の御活躍をお願い申し上げまして、ここに異動のありましたことを、御報告申し上げます。

議長（桂 聖君）

ただいまの組合議会議員の異動については、組合規約第6条第3項の規定によるものでございます。

なお、新議員の議席は、組合議会会議規則第4条の規定に基づきまして、私の方で決めさせていただきます。6番議席に須田旭議員、9番議席に山本剛史議員、10番議席に岡田英樹議員、14番議席に山形研介議員といたします。

次に、日程第4、選挙第1号 組合議会副議長の選挙についてであります。その選出方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、組合議会副議長に山形研介議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました山形研介議員を組合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山形研介議員が組合議会副議長に当選されました。

ただいま当選されました山形研介議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、ただいま当選されました山形研介副議長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

山形研介副議長。

副議長（山形研介君）

一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の推薦によって副議長に当選させていただきました千早赤阪村の山形研介でございます。

微力でございますが、皆様の御協力、御指導を仰ぎながら、副議長の責務を全うしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（桂 聖君）

ありがとうございました。

次の議事に入ります前に、議長を交代させていただきます。

(桂聖議長 退場)

副議長（山形研介君）

それでは、議長にかわりまして、私が議長の職務を行います。

改めまして、皆様方の御協力、よろしくお願いいたします。

議事を進めます。

日程第5、許可第1号 組合議会議員の辞職許可についてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により桂聖議長が退席をされておりますので、御了承願います。

事務局の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

議案書4頁をお願いいたします。

許可第1号 組合議会議員の辞職許可についてを御説明申し上げます。

今般、桂聖議長から組合議会議員の職を辞したい旨の願いが提出されていることによるものでございます。

なお、議案中、副議長名が空白となっておりますので、まことに恐れ入りますが、山形研介と御記入くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（山形研介君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

桂聖議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、桂聖議員の辞職を許可することに決しました。

桂聖議員の入場を求めます。

（桂聖議員 入場）

この際、辞職されました桂聖議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

5 番議員（桂 聖君）

ただいま、この組合議会の議員並びに議長を辞職させていただくに当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

振り返りますと、約3年間にわたりまして組合議会議員として仕事をさせていただきました。これもひとえに皆様方の御協力並びに多田管理者を初め理事者の皆様方、とりわけ職員の皆様方には多大なる御指導、御鞭撻を賜りまして、そのおかげと心から感謝を申し上げる次第でございます。

私どもは辞任させていただきますけれども、さらなるこの南河内環境事業組合の発展と住民のさらなる環境衛生サービスの向上をお祈り申し上げまして、簡単でございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

副議長（山形研介君）

この場で暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時54分）

（再開 午後2時55分）

副議長（山形研介君）

休憩前に返り本会議を再開いたします。

ただいま桂聖議員の辞職の許可により、議員並びに議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、組合議会議員の異動について並びに組合議会議長の選挙についてを、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

それでは、まず、追加いたしました報告第3号 組合議会議員の異動についてを議題といたします。

報告を求めます。

多田管理者。

管理者（多田利喜君）

ただいま、上程されました報告第3号、組合議会議員の異動につきまして、内容の御説明を申し上げます。

河内長野市選出議員の異動でございます。本日、桂聖議員の辞職に伴い、峯満寿人議員が就任されるものでございます。

それぞれの御住所と生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

桂議員には、これまで議長の仕事も担っていただき、その御労苦に深謝いたしますとともに、峯議員におかれましては、今後の御活躍をお願い申し上げます。ここに異動のありましたことを御報告申し上げます。

副議長（山形研介君）

ただいまの組合議会議員の異動については、組合規約第6条第3項の規定によるものでございます。

なお、新議員の議席は、組合議会会議規則第4条の規定に基づきまして、私の方で決めさせていただきます。5番議席に峯満寿人議員といたします。この場で暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時57分)

(再開 午後2時59分)

副議長（山形研介君）

休憩前に返り本会議を再開いたします。

それでは、次に、選挙第2号 組合議会議長の選挙についてを議題といたします。

その選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によるものに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、組合議会議長に山口健一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました山口健一議員を組合議会議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山口健一議員が組合議会議長に当選されました。

ただいま当選されました山口健一議員が議場におられますので、組合議会会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、当選されました山口健一議長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

山口健一君。

議長（山口健一君）

このたびは、議員皆様方の御推挙によりまして議長を就任させていただくことになりました、河内長野市議会の山口健一でございます。もとより微力ではございますが、議員皆様方の御支援によりまして、さらに円滑な議会運営並びに二元代表の一翼として精一杯頑張ったいと考えております。どうか今後ともよろしく願いいたしまして、就任にあたりまして一言御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

副議長（山形研介君）

ありがとうございました。

これもちまして、私の職務は終了いたしました。

不慣れな議事運営にもかかわらず、皆様方の御協力を賜りまして本当にありがとうございました。この席をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

それでは、山口新議長と交代をさせていただきます。

議長（山口健一君）

それでは、議事を進めさせていただきます。

改めまして、皆様方の御協力をよろしく願いいたします。

日程第6、同意案第1号 南河内環境事業組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

多田管理者。

管理者（多田利喜君）

ただいま上程されました同意案第1号 南河内環境事業組合公平委員会委

員の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本組合公平委員会の委員につきましては、6市町村により共同設置されました南河内広域公平委員会の委員3人を同じく選任いたしておりますが、そのうち西川道夫委員、岩城本臣委員の組合公平委員としての任期が満了となることから、引き続き選任させていただき、また、このほど南河内広域公平委員に就任されました渡邊信昭委員を組合公平委員に新たに選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

3名の方々の御住所と生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

いずれの方々も、公務員をはじめとする労働行政、人事行政に精通されており、豊富な経験と高い識見は、本組合公平委員会の委員として適任と認めるところでございます。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。御同意賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（山口健一君）

提案理由の説明が終わりました。本案についての御意見、御質問等あればあわせて承ります。

（「なし」の声あり）

ないようでございます。

これより同意案第1号を採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって同意案第1号 南河内環境事業組合公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第7、承認第4号から、日程第10、承認第7号までの4件につきましては、いずれも条例改正の専決処分承認案件でございますので、一

括議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第4号から承認第7号は、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ただいま一括上程されました4件につきまして、それぞれ提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

はじめに、議案書の6頁をお願いいたします。

承認第4号 南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについての提案の理由でございますが、児童福祉法の一部改正及び国家公務員の人事院規則改正に伴い、所要の改正を行うもので、富田林市の本年3月市議会におきまして、関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱いいたしたく、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月27日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、本日ここに御報告を申し上げ、御承認を求めます。

次にその内容でございますが、7頁をお願いいたします。

条例第7条の2の改正は、児童福祉法第6条の4の改正により、同条第1号に養育里親が、第2号に養子縁組里親がそれぞれ定義づけされたことに伴いまして、引用する条項、用語を整備するものでございます。

条例第7条の3につきましては、人事院規則の改正に準拠し、小学校就学前の子のある職員と同様に、要介護者のある職員についても、同条第1項及び第3項の深夜勤務や上限を超えての時間外勤務を制限する規定を加え、新たに第2項の3歳未満の子のある職員の時間外勤務についても制限するよう

改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第7条の2の改正規定については、平成29年4月1日からの施行となっております。

次に、議案書の8頁をお願いいたします。

承認第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについての提案の理由でございますが、国家公務員の給与に関する法律が改正され、配偶者や子ども等扶養親族に係る手当が見直されましたことに伴う改正と、被災地等へ配偶者と離れ、単身で派遣された職員に単身赴任手当を支給することができるよう所要の改正を行うもので、富田林市の本年3月市議会におきまして、関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱いいたしたく、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成29年3月27日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により本日ここに御報告申し上げ、御承認を求めるものでございます。

次にその内容でございますが、9頁から13頁をお願いいたします。

まず、扶養手当の月額について、これまで配偶者が1万3,000円、子及び父母等が6,500円だったものを、配偶者及び父母等を6,500円に。ただし、8級の職務の職員については3,500円とし、子については1万円とするものでございます。

なお、扶養手当の増減については、平成31年4月1まで経過措置を設けるものでございます。

次に、単身赴任手当については、職員が他の自治体への派遣等により住居を移転し、子どもの就学、父母の介護等、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で赴任することとなった場合に、交通距離に応じて所定の手当を支給するものでございます。

また、単身赴任手当が支給される職員には、赴任地での住居手当とは別に、配偶者が住居を借り受けている場合には、その分についても規定の住居手当の2分の1の額を支給することができるよう改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、単純労務職員の給与の種類及び基準を定める条例についても同様の改正を行うとともに、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の14頁をお願いいたします。

承認第6号 南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについての提案の理由でございますが、本年3月31日付で人事院規則の育児休業に関する規定等が改正されましたことから、これに準拠し、所要の改正を行うもので、富田林市の本年6月市議会におきまして関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱いいたしたく、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年7月3日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、本日ここに御報告申し上げ、御承認を求めるものでございます。

次に、その内容でございますが、15頁をお願いいたします。

児童福祉法の改正を受け、人事院規則に養子縁組里親が定義づけされたことから、条例第2条の2におきまして、引用する条項及び用語を整備するものでございます。

また、条例第3条、第4条、第11条の改正は、人事院規則の改正に準拠し、育児休業の再取得又は延長及び育児短時間勤務の再取得をするための特別な理由として、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等における保育の利用を希望し申込みを行っているが、当面入所できない場合を明記するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案書の16頁をお願いいたします。

承認第7号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについての、提案の理由でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、

失業給付の内容が変更されましたことから所要の改正を行うもので、富田林市の本年6月市議会におきまして、関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱いいたしたく、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成29年7月3日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、本日ここに御報告申し上げ、御承認を求めるものでございます。

次にその内容でございますが、17頁・18頁をお願いいたします。

職員の退職手当に関する条例第10条は、失業者の退職手当に関する条項となっておりますが、雇用保険法の改正に準じまして、同条第10項第2号に職員が難治性疾患になった場合や激甚災害の被害を受けて離職を余儀なくされた者等に相当し、管理者が再就職のために必要な職業指導を認めた場合、退職手当を増額して支給できる要件を追加するものでございます。

また、第11項第5号の改正は、現行では失業者が公共職業安定所の紹介した職業に就くために住居を移転した場合には、移転費を支給することとなっておりますが、これに加え、無料で職業紹介を行う地方公共団体や職業安定法に基づく届出、許可を受けた事業者が紹介した場合にも移転費を支給するよう改めるものでございます。

条例附則第7項の追加につきましては、第10条第10項の給付日数延長に関する暫定措置を規定するものです。

なお、附則といたしまして、第1条では施行日を公布の日からとし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3条の規定は、平成30年1月1日から施行するものです。

また、附則第2条及び第3条は、経過措置の規定でございます。

以上で、承認第4号から承認第7号までの一括議題の提案理由並びに内容の御説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしく御審議のうえ、おのおの原案どおり御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山口健一君）

それでは、説明が終わりましたので、まず初めに、承認第4号の質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

それでは、承認第4号についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第4号を採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第4号 南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案どおり承認されました。

次に、承認第5号の質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

次に承認第5号についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第5号を採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案どおり承認されました。

次に、承認第6号の質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

次に承認第6号についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第6号 南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案どおり承認されました。

次に、承認第7号の質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

次に、承認第7号についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第7号を採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第7号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案どおり承認されました。

続きまして、日程第11、議案第3号 平成29年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ただいま上程されました議案第3号 平成29年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

議案書の19頁をお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ140万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,307万1,000円とさせていただきます、また、第2条で債務負担行為の補正をお願いするものでございます。それでは、まず、22頁、23頁を御覧いただけますでしょうか。

22頁、23頁、第2表 債務負担行為補正から御説明いたします。

1. 追加の場合でございますが、事項といたしましては、残滓運搬処理業務料といたしまして、期間は、契約締結日から期間満了まで、限度額は1億3,917万円でございます。この残滓運搬処理業務でございますが、第1、第2清掃工場から出る焼却灰等をフェニックス埋立処分場などに運搬する業務で、業務期間3年をもって実施しておりますが、原契約が今年度末をもって契約期間が満了となります。

つきましては、来年4月から業務期間3カ年分の入札を実施するにあたりまして、落札者が、焼却灰、汚水等の飛散防止のダンプの改造を行うにあたり、その期間が約3カ月間必要でございますので、4月1日の業務開始に備えまして、事前に入札を実施すべく、債務負担行為を計上させていただくものでございます。

債務負担行為の補正は以上でございます。

次に、本年４月１日付人事異動等に伴います人件費の補正をご説明させていただきます。

議案書の２８頁、２９頁をお願いいたします。

事項別明細書の３．歳出から御説明させていただきます。

まず、上の表、款２．総務費、項１．総務管理費、目１．一般管理費、これは、総務企画課職員の人件費で、補正額１１０万７，０００円の増で、補正後の額、７，５１０万２，０００円としております。補正の内訳は、右頁、給料、職員手当等、共済費でそれぞれ御覧の金額でございます。

下の表でございますが、款３．衛生費、項１．ごみ処理費、目１．第１清掃工場業務管理費、これは、第１清掃工場の職員人件費で、補正額４０１万１，０００円を減額し、補正後の額、７億７，５３５万２，０００円としております。補正額の内訳は、右頁、給料、職員手当等、共済費でそれぞれ御覧の金額でございます。

次に３０頁、３１頁をお願いいたします。

上の表、目２．第２清掃工場業務管理費、これは第２清掃工場の職員人件費ですが、補正額４１６万５，０００円を増額し、補正後の額、５億９，７４１万４，０００円としております。補正額の内訳は、右頁、給料、職員手当等、共済費でそれぞれ御覧の金額でございます。

下の表でございますが、款３．衛生費、項２．し尿処理費、目１．資源再生センター業務管理費、これは、資源再生センターの職員人件費ですが、補正額１４万８，０００円を増額し、補正後の額、１億６，７８９万６，０００円としております。

補正額の内訳は、右頁御覧のとおりでございます。

続きまして、議案書、戻っていただきまして２６頁、２７頁、事項別明細書の２．歳入を御説明いたします。

今回の人件費の補正の財源は、すべて、繰越金を充当させていただくもので、款５、項１、目１．繰越金において、補正額１４０万９，０００円の増額で、補正後の額９，１４０万９，０００円とさせていただくものでござい

ます。

あと32頁から41頁は、給与費明細書でございます。恐れ入りますが、御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上で、一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきまして、原案どおり御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山口健一君）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

それでは議案第3号についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成29年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

次に、日程第12、監査報告第2号 例月出納検査の結果報告についてを議題といたします。監査委員の報告を求めます。

北井監査委員。

監査委員（北井末廣君）

ただいま上程されました監査報告第2号 例月出納検査の結果報告について、三島監査委員とともに検査いたしました結果を私の方から御報告申し上げます。

げます。

平成28年度1月分から5月分、平成29年度4月分から6月分の出納状況につきまして、各月分ごとに、それぞれ出納検査を実施いたしましたところ、出納報告及び証書類、帳票並びに現金在高がそれぞれ符合し、正確でありましたので、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（山口健一君）

報告が終わりました。質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでございますので、本件についてはこれで終結いたします。

次に、日程第13、認定第1号 平成28年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本会計管理者。

会計管理者（山本典生君）

ただいま、上程されました認定第1号 平成28年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算について、その内容について御説明を申し上げます。

議案書につきましては、63頁以降でございますが、その内容の御説明に入ります前に、平成28年度決算の特徴を少し申し上げますと、資料はありませんが、簡単に説明をさせていただきます。

まず、ごみの搬入量につきましては、ここ数年微減もしくは横ばい傾向ですが、平成28年度は減少率が約2.2%と、やや減少傾向となっております。

し尿につきましては、直近5年間で平均約5.0%の減となっており、平成28年度は平均より減少率が高くなっております。

次に、処理経費ですが、ごみ処理につきましては、対象人口31万4,440人で、処理経費は17億9,692万8,000円で、人口1人当たり5,715円、対前年度174円の減となっております。

し尿処理につきましては、対象人口2万8,323人で、処理経費3億6,761万8,000円で人口1人当たり1万2,979円、対前年度744円の減となっております。

次に、人件費につきましては、総額2億8,716万円で、対前年度1,669万円の減、率にしまして5.5%の減であります。

なお、退職手当を除いた人件費の比較は、対前年度573万円の増となっておりますが、人事院勧告によります給料表等の改正や前年度の欠員補充によるものでございます。

次に、物件費につきましては、そのうち6割を占めます委託料について、主な新規事業は地方公会計制度導入に伴う固定資産台帳作成支援業務委託料、地球温暖化対策実行計画改定業務委託料を執行し、経常的なものとしたしまして、ごみ処理では、一般持込の組合受付業務の実施に伴う清掃工場運転維持業務料の増、残滓量の減によります残滓運搬処理及び処分委託料の減、し尿処理につきましては、ガス濃度計等点検業務の見直しによります減などで、委託料全体では、6億1,415万3,000円、対前年度759万円の増、1.2%の増となっております。

需用費では、節電や第1清掃工場の電気契約の入札、燃料調整単価の低下等による光熱水費の減によりまして、3億8,113万3,000円、対前年度1,539万3,000円の減、3.9%の減となっております。

物件費総額といたしまして、10億1,007万7,000円、対前年度613万4,000円の減、0.6%の減となっております。

工事請負費では3億5,285万3,000円、対前年度2,913万4,000円の減、7.6%の減となっております。

次に普通建設事業費ですが、第2清掃工場基幹的設備改良事業に伴う長寿命化総合計画策定業務等を実施し、613万4,000円を執行しております。

す。

財源といたしまして、国からの交付金と基金繰入金であります。また、フェニックス建設負担金として240万8,000円を取り崩し執行しております。

次に公債費につきましては、施設建設事業債の一部完済により、1億5,312万8,000円となり、対前年度比2億1,862万6,000円の大幅な減となっております。

次に、基金につきましては、後ほど詳細に御説明をいたします。

以上が平成28年度決算における特徴でございます。

続きまして、決算の内容について御説明をさせていただきます。

それでは、議案書66頁、67頁をお願いいたします。

この頁は、歳入でございますが、款1. 分担金及び負担金から、款7. 諸収入までの歳入科目となっております、それぞれ金額は御覧のとおりでございます。

一番下の歳入合計の欄を御覧いただけますでしょうか。

予算現額22億8,515万4,000円に対しまして、調定額、収入済額とも23億3,644万6,713円、不納欠損額及び収入未済額ともございませんので、予算現額と収入済額との比較は、5,129万2,713円となっております。

次に、68頁、69頁をお願いいたします。

この頁は、歳出でございますが、款1. 議会費から、款5. 予備費までの歳出科目となっております、金額は御覧のとおりでございます。

一番下の歳出合計を御覧いただけますでしょうか。

予算現額22億8,515万4,000円に対しまして、支出済み額が21億6,454万6,200円、翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の1億2,060万7,800円となっております。

なお、欄外下、左でございますが、歳入歳出差引残額といたしまして、1

億 7, 190万513円となっております。

恐れ入ります、70頁、71頁でございます。

歳入歳出決算事項別明細書をお願いいたします。

ここでは、先ほど御説明させていただきました内容を、もう少し詳しく御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、款1. 分担金及び負担金、項1. 分担金、目1. 施設費分担金、目2. 管理費分担金、目3. 共同事務費分担金につきましては、予算額どおりの各市町村からの収入となっております。

次に項2. 負担金、目1. シール印刷等業務負担金につきましては、右頁の左から2列目、3列目でございますが、調定額、収入済額とも、1,089万5,730円であります。

目2. 地方債償還負担金につきましては、堺市脱退時の起債残額に対する堺市分の負担をお願いしているものでございまして、予算額どおりの収入となっております。

なお、堺市応分の負担につきましては、28年度をもちまして完済いたしました。

次に、款2. 使用料及び手数料の項1. 使用料でございますが、次の72頁、73頁をお願いいたします。

目1. 使用料でございますが、これは行政財産使用料でございまして、予算現額155万6,000円に対しまして、調定額及び収入済額ともに182万6,400円で、主に駐車場等施設使用料でございます。

次に項2. 手数料、目1. 手数料ですが、これはごみ処理手数料でございまして、ごみ直接持込等のごみ処理手数料といたしまして、予算現額6,267万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも6,771万4,400円で、記載はございませんが、503万8,400円の増となっております。

次に、款3. 国庫支出金、項1. 国庫補助金、目1. 建設事業費補助金につきましては、予算現額554万4,000円に対しまして、調定額及び収

入済額とも、204万4,000円でございます。これは、第2清掃工場の基幹的設備整備事業の準備行為として備考欄にございます長寿命化総合計画策定支援事業及び施設整備計画支援事業の設計金額1,663万2,000円に対しまして613万4,400円で落札されたことにより、交付金も減額となっておりますのでございます。

次に、款4.財産収入、項1.財産運用収入、目1.利子及び配当金につきましては、予算現額178万8,000円に対しまして、調定額及び収入済額ともに149万6,686円でございます。

次に項2、目1.財産売払収入につきましては、予算現額194万7,000円に対しまして、調定額及び収入済額はごみ・し尿合わせまして、220万7,600円で、記載はございませんが、予算現額より26万600円の増となっております。

これは、備考欄に記載しております副産塩売払代金、残滓選別鉄売払代金、廃材売払代金などの収入でございます。

次に、款5.繰入金、項1.基金繰入金、目1.施設整備積立基金繰入金は、予算現額1,414万5,000円に対しまして、調定額及び収入済額は、649万8,400円で、第2清掃工場の長寿命化総合計画業務委託料及び大阪湾フェニックスの負担金として必要財源を繰入しております。

次の頁、74頁、75頁をお願いいたします。

款6、項1、目1.繰越金は、予算現額9,000万円に対しまして調定額及び収入済額は、1億4,862万7,297円で、これは前年度剰余金でございます。

次に款7.諸収入でございますが、項1、目1.雑入では、当初予算29万7,000円に対しまして、調定額及び収入済額は34万2,640円で、内訳といたしまして、主なものは備考欄に記載しておりますが、各種事務取扱手数料でございます。

以上によりまして、一番下の欄でございますが、歳入合計、予算現額22億8,515万4,000円に対しまして、調定額及び収入済額とも23億

3, 644万6, 713円となっております。

次に、歳出の御説明を申し上げますので、76頁、77頁をお願いいたします。

まず、款1、項1、目1. 議会費でございますが、予算現額412万6, 000円に対しまして、支出済額は337万3, 882円で、不用額は、75万2, 118円でございます。

不用の主なものは、節9. 旅費で、組合議員研修において、2名が欠席となったことによるものでございます。

次に、款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費につきましては、流用を含めまして、左頁の一番右の列でございますが、予算現額7, 633万6, 000円に対しまして、支出済額7, 371万16円で、不用額は262万5, 984円でございます。

不用の主なものは、節11. 需用費で、修繕料の削減などがございます。

また、節13. 委託料では、備考欄にございます地方公会計制度、固定資産台帳作成支援業務委託料が入札によりまして、100万2, 000円の減額となったことによるものでございます。

次の78頁、79頁でございますが、節18. 備品購入費では、地方公会計システム一式を購入させていただいております。

その他は、おのこの御覧のとおり金額となっております。

次に目2. 財産管理費は、流用も含めまして予算現額16万1, 000円に対しまして、支出済額16万168円で、建物保険料、自動車保険料等の支出でございます。

目3. 公平委員会費は、予算現額7万2, 000円に対しまして、支出済額も同額でございます。

目4. 監査委員費は、予算現額16万8, 000円に対しまして、支出済額も同額でございます。

次に目5. 環境啓発費でございますが、予算現額363万2, 000円に対しまして、支出済額302万688円で、不用額61万1, 312円でご

ございます。

不用の主なものといたしまして、節 1 1. 需用費で、見学者用粗品の冊数の減でございます。

節 1 3. 委託料では、地球温暖化対策実行計画改定業務が 5 年ごとの計画を更新するため支出したものでございます。

節 1 4. 使用料及び賃借料でございますが、平成 2 5 年度より実施しております環境ふれあい見学会に伴う見学者用のバス借上げ料で、ごみ処理・し尿処理につきまして、市民の皆様にご理解をいただくことを目的といたしまして、実施させていただいております。

次に、款. 3 衛生費、項 1. ごみ処理費、目 1. 第 1 清掃工場業務管理費は、流用を含めまして、予算現額 8 億 7 3 9 万 7, 0 0 0 円に対しまして、支出済額 7 億 6, 7 6 2 万 9, 5 9 3 円で、不用額 3, 9 7 6 万 7, 4 0 7 円となっております。

この不用の主なものは、次の 8 0 頁、8 1 頁でございますが、節 1 1. 需用費のうち燃料費が、灯油単価の低下によりまして約 1 2 0 万 7, 0 0 0 円の減、光熱水費は、工場電気代において、原油単価の低下に伴い燃料調整費が大きく減額となったことで 1, 1 8 9 万 5, 0 0 0 円の減が主な要因でございます。

また、節 1 3. 委託料では、残滓の発生量が 1, 1 7 7 トン減となったことより、運搬費で 4 6 6 万 9, 0 0 0 円の減、処分費で 1, 0 6 7 万 8, 0 0 0 円の減が主な要因です。

次に、目 2. 第 2 清掃工場業務管理費では、流用も含めまして、予算現額 6 億 1, 8 8 8 万 6, 0 0 0 円に対しまして、支出済額 5 億 9, 8 5 3 万 9 5 4 円、不用額 2, 0 3 5 万 5, 0 4 6 円でございます。

この不用の主なものは、8 2 頁、8 3 頁でございますが、節 1 1. 需用費では、第 1 清掃工場と同様に光熱水費の減によるものでございます。節 1 3. 委託料でも、第 1 清掃工場と同様に残滓処分量の減によるものでございます。

次に、目 3. 財産管理費は、予算現額 2 億 7, 4 4 9 万 4, 0 0 0 円に対

しまして、支出済額 2 億 7, 1 6 0 万 2, 1 5 2 円で、不用額 2 8 9 万 1, 8 4 8 円でございます。

次の 8 4 頁、8 5 頁をお願いいたします。

不用の主なものは、節 1 3. 委託料で、組合総合管理業務において、入札によりまして 1 5 5 万 5, 0 0 0 円の減、造園管理業務によりまして、4 3 万 2, 0 0 0 円の減、防災設備保守点検業務についても入札によりまして 6 6 万 4, 0 0 0 円の減によるものでございます。

また、節 2 5. 積立金では、施設整備基金積立金といたしまして 2 億 1, 0 0 0 万円、退職手当基金積立金として 3, 0 0 0 万円を積立てさせていただいております。

目 4. 残滓処理事業費は、大阪湾広域臨海環境整備センター、いわゆるフェニックスの整備事業負担金でございますが、予算現額 3 0 5 万 7, 0 0 0 円に対しまして、支出済額は 2 4 0 万 8, 0 0 0 円でございます。

目 5. シール印刷等業務管理費では、予算現額 1, 2 4 0 万 8, 0 0 0 円に対しまして、支出済額は 1, 0 8 9 万 5, 7 3 0 円で、シール印刷・製作等の落札減等により 1 5 1 万 2, 2 7 0 円の不用となっております。

目 6. 第 2 清掃工場基幹的設備改良事業費では、予算現額 1, 6 6 3 万 2, 0 0 0 円に対しまして、支出済額 6 1 3 万 4, 4 0 0 円で、長寿命化総合計画策定業務等の落札減によりまして、1, 0 4 9 万 7, 6 0 0 円の不用となっております。

次の、項 2. し尿処理費の目 1. 資源再生センター業務管理費では、予算現額 1 億 9, 0 1 1 万 6, 0 0 0 円に対しまして、支出済額 1 億 6, 5 0 9 万 5, 9 0 5 円、不用額 2, 5 0 2 万 9 5 円でございます。

この不用の主なものは、次の 8 6 頁、8 7 頁でございます。

節 1 1. 需用費では、消耗品費の工業薬品の節減や第 1 清掃工場と同様に工場電気代の減によるものでございます。

次に、目 2. 財産管理費は、予算現額 1 億 9 0 8 万 8, 0 0 0 円に対しまして、支出済額 1 億 8 6 1 万 6, 1 5 6 円で、不用額 4 7 万 1, 8 4 4 円で

ございます。

不用の主なもの、節 13. 委託料で組合総合管理業務委託料の落札減等でございます。

また、節 25. 積立金で、備考欄に記載させていただいております施設整備基金元金積立金 1 億円、退職手当基金元金積立金 400 万円を積立てさせていただいたものでございます。

次に、款 4、項 1. 公債費の目 1. 元金は、予算現額 1 億 5,117 万 2,000 円に対しまして、支出済額 1 億 5,117 万 450 円でございます。

次の頁、88 頁、89 頁でございますが、目 2. 利子は、予算現額 240 万 9,000 円に対しまして、支出済額は 195 万 8,106 円でございます。

次の、款 5. 予備費の支出はございませんので、予算現額がそのまま不用額となっております。

以上によりまして、一番下の欄でございますが、歳出合計、予算現額 22 億 8,515 万 4,000 円に対しまして、支出済額が 21 億 6,454 万 6,200 円となり、不用額 1 億 2,060 万 7,800 円となっております。

次に、91 頁をお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 23 億 3,644 万 6,000 円、歳出総額 21 億 6,454 万 6,000 円、歳入歳出差引額 1 億 7,190 万円、このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の 1 億 7,190 万円でございます。

また、次の実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は、該当ございません。

なお、実質収支額 1 億 7,190 万円でございますが、平成 29 年度当初予算で前年度繰越金 9,000 万円を計上しておりますことから、実質の翌年度の留保財源としては 9,000 万円を差し引いた 8,190 万円となっております。

次に、92頁、93頁でございます。

財産に関する調書でございますが、1.公有財産の土地及び建物の決算年度中の増減はございませんでした。決算年度末現在高につきましては、御覧のとおりでございます。

次に、94頁、95頁は、取得価格又は評価額がおおむね10万円以上の物品について記載しておりまして、決算年度中の増減といたしましては、左の頁のやや中段、地方公会計システムの増でございます。これにより、平成28年度決算において、平成29年度公表を考えております。

その頁の左下から3行目、振動計でございますが、これは第2清掃工場で使用するもので、ポンプ等の回転機器の振動測定をするものでございます。

95頁中段にございます電動パレットリフターは、第1清掃工場で使用するもので、それ以外の増減はございません。後ほど御覧いただけたらと思います。

次に、96頁の基金の状況でございます。

施設整備積立基金のごみ処理の方では、決算年度中の増減といたしまして、一般会計から積立金、元金、利子合わせまして、2億1,114万円を積立て、一方、残滓処理事業費充当財源といたしまして、240万8,000円と第2清掃工場基幹的設備改良事業費充当財源といたしまして、409万円、合計649万8,000円を取り崩しいたしました結果、決算年度末現在高は5億7,080万5,000円となっております。

また、施設整備積立基金のし尿処理の方でございますが、決算年度中の増減といたしまして、一般会計からの積立金、元金、利子合わせまして、1億15万1,000円を積立ていたしましたので、決算年度末現在高は、1億8,015万1,000円となっております。

また、退職手当積立基金でございますが、決算年度中の増減といたしまして、一般会計から元金、利子合わせまして、ごみで3,019万4,000円、し尿で401万2,000円、合計3,420万6,000円を積立ていたしましたので、決算年度末現在高は、1億144万4,000円となっ

ております。

基金の合計金額は、御覧のとおりとなっております。

次に、97頁には主要な施策の成果を、ごみ・し尿の処理状況から、施設運営の状況などを記載させていただいております。

次の頁、98頁、99頁には、第1表 平成28年度の決算状況と下の段に、第2表 人口1人当たり性質別歳出負担額等を、次の頁、100頁、101頁には、事業の概要をそれぞれ記載させていただいております。勝手ながら説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、平成28年度の南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算の概要、実質収支及び財産等につきましての御説明とさせていただきます。

以上でございます。なにとぞ認定のほどよろしくお願いいたします。

議長（山口健一君）

引き続きまして、本件に関して監査委員の意見を求めます。

北井監査委員。

監査委員（北井末廣君）

それでは、平成28年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算審査の意見を申し上げます。

本年6月21日に三島監査委員とともに決算審査を実施いたしましたところ、審査に付された平成28年度の一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を示す書類は、いずれも地方自治法及び関係法令に準拠して作成されており、決算の計数も関係諸帳簿、証拠書類と符合しており、的確に処理され、事務的取り扱いについても正確であり、証拠書類等も整備され、本年度の決算を適正に表示していると認めましたことをここに御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（山口健一君）

はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

岡田議員。

10番議員（岡田英樹君）

すみません、2カ所ほど質問させていただきます。

歳出で、78頁のところですが、第3款、衛生費で項1、ごみ処理費のところですが。

初めに、本組合のごみ処分場の推移等、今後の見通しについてでございます。平成6年2月には、ごみの排出と処理に関する南河内非常事態宣言が以前可決されました。平成6年度のごみの搬入量、その当時9万7,253トン、昨年では8万7,292トンと減少しております。

この非常事態宣言を出されたその後の取り組みについて教えてください。

議長（山口健一君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの御質問では、非常事態宣言の関係ということで、平成6年2月の組合議会におきまして、ごみの非常事態宣言が全会一致で可決されたときの施設の状況でございますが、まずその辺をお話しさせていただきます。

その当時、ますます人口急増によりごみ排出量が著しく増加し、既存施設の能力が限界に近づく危機的な状況下でございまして、第2清掃工場の建設を前にこの地域から排出されるごみの処理が困難となることが想定されておりました。

御質問の非常事態宣言が出された後でございますが、これを受けまして、組合構成市町村及び組合では、ごみ減量に対する新たな模索を検討することになり、ついでには構成市町村が足並みをそろえて、まず組合管内の企業・事業者に分別、減量を強く要請するとともに、引き続き住民にさらなるごみの減量をお願いし、またリサイクル社会の構築を目指しながら、ありとあらゆる減量対策を講じることを基本として、地域の実情を勘案しながら具体策を実施してまいりました。

その当時の具体策といたしましては、啓発活動として飛行機による広報活動、また懸垂幕等による周知、各市町村広報による啓発、過剰包装の自粛啓発、また啓発活動以外にもリサイクルフェア等の開催、集団回収等に対する補助金の増額、コンポスト容器だとか簡易焼却炉等のさらなる普及などを実施させていただき、排出量抑制対策として、平成8年2月からごみシール制を実施させていただいたものでございます。

現在の、その後のごみの排出でございますが、当然、シール制を行った時点では、非常にごみの減量がなされたというところで、平成8年2月に実施いたしました、前年同月では、約18%のごみの減量があったということでございます。

そういったところで危機を回避させていただいたところでございます。

答えは以上でございます。

議長（山口健一君）

岡田議員。

10番議員（岡田英樹君）

ごみ排出量の総量の推移と人口1人当たりの量の変化も教えていただいて、平成12年に第2清掃工場が稼働しだしたと、このことの効果についても教えてください。

議長（山口健一君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

御質問にお答えさせていただきます。

ごみの搬入量の総量の推移でございますが、先ほど議員おっしゃられました平成6年度のごみの搬入量につきましては、9万7,253トンで、シール制実施の平成8年度では、約5,219トン下がり、9万2,034トンとなっております。

なお、それからまた増加しており、ピーク時につきましては、平成18年度にピークを迎えまして、ごみの搬入量10万7,843トン、そのピークからその後減少しておりまして、堺市脱退前の平成21年度では、9万9,858トン、堺市脱退で年間約1万トン減少しております。その後も減少傾向で、直近、平成28年度では8万5,380トンとなっております。また、人口1人当たりにつきましても、平成8年度が最低でございますので、1人1日当たりに換算いたしますと、671グラム、また、ピーク時の平成18年度では、1人1日当たり784グラム、そこから減少して、直近、平成28年度では、1人1日当たり744グラムと減少傾向となっております。

なお、第2清掃工場が稼働を開始した平成12年度につきましては、ごみの増加傾向が著しく増加した時期でございましたので、工場建設の効果は絶大であったというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長（山口健一君）

岡田議員。

10番議員（岡田英樹君）

それでは、今後、ごみの搬入量の増減の可能性について、どのように見通

しを持たれておるのかということと、工場の処理能力ですけれども、量、質ともにこなしていく進展の方向について教えてください。

議長（山口健一君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

御質問にお答えをさせていただきます。

今後のごみの搬入量の予測でございますが、当然関係市町村においては、人口減少の傾向が見られ、また、あわせてごみの減量施策に市町村が取り組まれているということから、ここ5年間のごみの搬入量につきましては、年間約1%強程度、前年度より減少しているという傾向となっております。

この傾向につきましては、今後もこの減少傾向が続くものというふうに考えております。

なお、ここ数年におきますごみ搬入量からいたしますと、施設の年間最大処理能力に対しましては、施設は約70%の稼働率でございます。

現状の稼働につきましては、安定的な施設の運営というふうになっております。

また、毎年定期整備を実施させていただいておりますことから、処理能力のダウンもなく、処理が完全にできているということと、施設の能力といたしまして、排ガス等の基準値につきましても、十分守られているというところでございます。

以上でございます。

議長（山口健一君）

岡田議員。

10番議員（岡田英樹君）

続きまして、84頁ですけれども、目5. シール印刷等業務管理費の項についてお伺いします。

ごみシール制が実施されておりますけれども、このごみシール制を導入した効果について教えてください。

議長（山口健一君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

御質問にお答えをさせていただきます。

シール制につきましては、平成8年2月から実施をさせていただいておりました、その当時は処理施設が逼迫した状況でございましたが、シール制という全国的にも例の少ない施策にもかかわらず、住民の方々の御理解と御協力によりまして、計画していた予測をはるかに上回る減量効果があったというふうに認識をしております。

現在は、当時の逼迫した状況ではございませんので、シール制のみの効果というのはちょっと組合では把握をしておりますませんが、シール制も含めまして、各市町村においては、缶・びん・プラスチックなどの分別収集や集団回収などのリサイクル事業、また広報などによるごみの減量の啓発活動、排出抑制対策などあらゆる施策に取り組まれており、平成28年度の組合へのごみの搬入量でございますが、先ほども御説明しました8万5,380トンで、対前年度1,912トン減、率にいたしまして2.2%の減となっております、人口は減少しているものの、世帯数が増加している中、各市町村のシール制を含めたごみの減量施策は総合的に機能しており、今でも十分に効果があるものと考えております。

以上でございます。

議長（山口健一君）

岡田議員。

10番議員（岡田英樹君）

各自治会が現在、それぞれでシール配付をしているんですけども、この業務の経費はどのぐらいかかっておって、費用対効果ということについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（山口健一君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

お答えをさせていただきます。

ごみシール制に係る経費ということでございますが、シール印刷代、配布用の封筒代、啓発チラシの印刷等、また郵送料、シール封入委託料など、各市町村での主な経費でございますが、平成27年度におきまして、6市町村合わせて約2,400万円の経費がかかっております。

なお、シール制に伴う有料のごみシールの販売でございますが、約1,600万円の収入がございました。

なお、その上、ごみの減量による経費の削減を考え合わせますと、費用対効果が十分にあるというふうに考えております。

経費につきましては以上でございます。

議長（山口健一君）

岡田議員。

10番議員（岡田英樹君）

うちの組合ではシール制をとっているんですけども、岸和田市なんかでは自治体が発行しているごみ袋で収集制を取ったりしておられるんですけど

ども、この業務のやり方との違いについて、どのようにお考えでしょうか。

議長（山口健一君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

御質問にお答えをさせていただきます。

シール制とごみ袋制の違いでございますが、住民の方がごみを出される場合に、こちらの6市町村のシール制では、販売店で購入していただいた推奨ごみ袋に無料のシール、もしくは有料のシールを貼っていただき、ごみ集積場に出していただくとしておりますが、ごみ袋制では、販売店で指定ごみ袋を購入していただき、そのごみ袋を集積場所に出していただくということで、それぞれの自治体で少し取り扱いが違う場合もございますが、このような違いだと認識をしております。

なお、制度の主たる目的につきましては、ごみの排出抑制ということで、基本的には、目的としては同じと考えております。

シール制とごみ袋制については、以上でございます。

議長（山口健一君）

岡田議員。

10番議員（岡田英樹君）

ごみの排出量削減、減量効果が今現在出ているという状況で、ごみ処理能力に余裕が出てきた現在、シール発行経費を削減するとか、新たなステージにも来ているのかなとも思います。

シール制にかわるような新たな方策など検討されておりましたらお聞かせください。

議長（山口健一君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

御質問にお答えをさせていただきます。

現在、ごみの排出量が減少傾向でございますので、施設の能力に余裕はあるのは事実でございますが、廃棄物行政といたしまして、循環型社会の構築に向けての取り組みの一環といたしまして、シール制を実施しており、このシール制につきましては、住民の方々にも一定御理解をいただいているものと理解をしております、ごみの排出抑制にて費用対効果がある制度だというふうな考えをさせていただいております。

しかしながら、シール制を開始させていただいてから既に20年以上が経過しております。その間においては、財政上等の関係からシールの買い取り報奨制度の廃止や、あと有効期限の延長、またプライバシー保護の観点から、1人、2人世帯が以前はシールのデザインが違いましたが、シールデザインを全戸統一にすると、そういう市町村において制度の見直しもその都度実施をされております。

今後も同様に、住民の方々、関係者の方々の御意見を踏まえながら、シール制のあり方や、また御意見いただきました新たな取り組みなどについても各市町村とともに検証、検討を行ってまいりたいというふうな考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（山口健一君）

岡田議員。

10番議員（岡田英樹君）

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（山口健一君）

ほかにございませんか。

駄場中議員。

2番議員（駄場中大介君）

一つだけ教えてほしいんですけど、78頁の環境啓発費のところ、見学者用バス借上料というのがあるんですけども、どのような実態なんでしょう。というのも、なかなか市民の方がこのバスを貸してもらって見に行くというような話を知らないんじゃないかなというふうに思うんです。どのような方法で広報をして、募集を募って行われているのか。ちょっとその辺教えていただきたいなと思います。

議長（山口健一君）

山本次長。

会計管理者（山本典生君）

ふれあい見学会といたしまして、このバス借上料というのを計上しておりますけれども、これは7月の各市町村の広報紙に掲載させていただいて、募集しております。20名から25名ほどの募集であれば、バスをうちの組合の方でチャーターいたしまして、そこで住民さんといろいろ打ち合わせをいたしまして実施するということでさせていただいております。

以上でございます。

議長（山口健一君）

駄場中議員。

2番議員（駄場中大介君）

すみません、実績はどうなんですかね。いくら応募があつて、何台バスが出ているんでしょうか。

会計管理者（山本典生君）

28年度の実績といたしましては、3件ございます。

内訳といたしましては、富田林市の団体が3件ということになっております。たまたま28年度は富田林市の団体が3件、前年度等につきましては、河内長野市の団体でも実施したことがあり、平成28年度は3件でございます。以上でございます。

議長（山口健一君）

駄場中議員。

2番議員（駄場中大介君）

ということは、年間で60人から80人ぐらいの方がバスに乗って来られているという認識でよろしいんでしょうか。それに対して、例えば今年であれば、14万円からのお金を使ったということでもいいんでしょうか。

議長（山口健一君）

山本次長。

次長（山本典生君）

はい、そういうことでございます。

28年度につきましては、第1回目が9月23日で23名、次が11月8日で22名、その次が11月15日で25名ということで、合計70名ということになっております。

以上でございます。

議長（山口健一君）

駄場中議員。

2番議員（駄場中大介君）

わかりました。

1年間の一般の見学者というのは、大体どれぐらいなのでしょう。

議長（山口健一君）

山本次長。

次長（山本典生君）

28年度の実績として申し上げます。

全体といたしましては、2,244名、一般の方が244名、小学生が2,000名ちょうどでございます。これは第1清掃工場、第2清掃工場、センター、3工場合わせての人数でございます。

以上です。

議長（山口健一君）

駄場中議員。

2番議員（駄場中大介君）

この制度を導入したのはいつなのでしょう。5年か、そこらぐらい前かなと思うんですが、244名の方が来られて、そのうちの、いわば60名から80名の方について1人3,000円からの経費をかけて来てもらっているということなんですけれども、これを導入して、費用対効果ですよ、どのように変わったというふうに思われているのでしょうか。

議長（山口健一君）

山本次長。

次長（山本典生君）

ごみ処理、し尿処理につきまして、皆様の、一般の方についての理解を深めていただくということで実施させていただいております。一定、来ていただいて、この施設を見ていただいたら、目の当たりにいたしまして、そのごみの減量化ということに一定効果があるというふうに考えております。

議長（山口健一君）

駄場中議員。

2番議員（駄場中大介君）

わかりました。

これ、やる前は何人だったんですかね。一般の方の見学者の数は。

次長（山本典生君）

申しわけないです。今ちょっとそのデータはございません。申しわけないです。

議長（山口健一君）

駄場中議員。

2番議員（駄場中大介君）

1人当たり3,000円からのお金をかけて、それだけの人来てもらって、効果があるということでしたが、来てもらったら効果はありますけど、それだけの費用対効果があるのかなというのは、ちょっと今の話を聞いて疑問に思いましたので、普通に一般で来られる方も含めて、ぜひ、そこはもうちょっと考え直すべき違うのかなというふうには思いました。

ついでにちょっと聞かせてもらいますけど、見学者補助でサバーファームの入場補助券というのを出しておられますけど、これはどんな実態なんですか。

議長（山口健一君）

山本次長。

次長（山本典生君）

サバーファームの入場券が1人当たり700円でございます。その半分の補助をさせていただいております。

そのほかに団体補助というのがございまして、そこも含めると、まだそこからさらに割引という形になっております。

議長（山口健一君）

駄場中議員。

2番議員（駄場中大介君）

それは、たくさん、何百枚というふうに発行して、多分350円になるんですか、70～80人分が使われたとか、そういうような考え方なんですかね。

議長（山口健一君）

山本次長。

次長（山本典生君）

すみません、約70人というぐらいに考えております。

議長（山口健一君）

駄場中議員。

2 番議員（駄場中大介君）

もういいです。70人ぐらいというのは大体わかっているんですけど。

いずれにしても、実際、一般の方にも、大人の方にも施設を見ていただいて、危険なものを捨てたらあかんよとか、いろんなリサイクルのこととかも考えてもらうのは非常に重要なことと思うんですけども、その手法がこのようなバスを出すことであったり、例えばサーバーファームの補助券を出すことが、本当にそれを促進しているのかという、また費用対効果も含めて、ちょっと考え直すべきじゃないかなというふうに思います。意見にしておきます。

以上です。

議長（山口健一君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

それでは認定第1号についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号については、認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって認定第1号 平成28年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、認定することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

それでは、閉会を前に、管理者より御挨拶をいただきます。

多田管理者。

管理者（多田利喜君）

それでは閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成28年度決算を始め、御提案申し上げました案件につきまして、議員各位におかれましては、慎重に御審議をいただき、全ての案件につきまして御賛同を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本組合の事業は、住民の皆様の日常生活に密接にかかわる重要なものでございます。組合といたしましても、引き続き、安心・安全な施設運営に努め、公害防止に万全を期す所存でございますので、議員の皆様方には、今後とも格別の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、8月も後半になってまいりましたが、まだまだ厳しい暑さがございます。議員の皆様方には、健康管理に十分御留意いただき、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

議長（山口健一君）

ありがとうございました。

閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本日は、皆様方の御協力をおもちまして、無事定例会を終了することができましたことに心から感謝を申し上げます。

今後とも、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りながら、さらに円滑な議会運営に努めてまいりたい、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

それでは、これをおもちまして、平成29年第2回南河内環境事業組合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（閉会 午後4時24分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長 山口 健一

前議長 桂 聖

副議長 山形 研介

議 員 草尾 勝司

議 員 田中 慶一